

# これが「企業の労働110番」です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 寛 百合子

## 知らないで困る、雇用保険の「豆知識」

「はい、こちら企業の労働110番です」。  
A事業所の社長さんからのお電話で、「このたび従業員が8カ月勤めて退職することになったのですが、雇用保険は受けられませんか？」とのご質問でした。

雇用保険の基本手当の受給資格は、一般的に（倒産・解雇等除く）離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12カ月

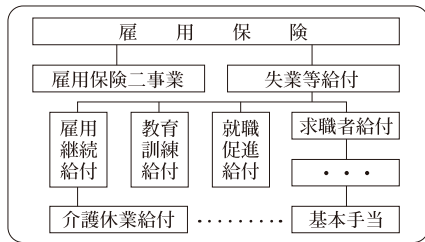
以上あることが要件となります。この場合1カ月に11日以上の賃金基礎日数が必要です。お尋ねしたところ、この従業員はA事業所での被保険者期間は8カ月間となりますが、前の職場のB事業所で直前まで10カ月間働いていたとのことでした。

2年間で通算することができ、この場合は受給資格が発生し、基本手当を受けられます。ただし、B事業所で被保険期間が12カ月以上で、B事業所離職後に管轄の公共職業安定所で

受給資格の決定を受けていた場合は、基本手当はB事業所での受給資格に基づいて受給することになります。

基本手当は労働者が失業した場合にその者の生

活の安定を図るために支給され、これにより安心して求職活動が行えるようになっていきます。これを求職者給付と言います。他に労働者が失業した場合にその者が再就職することを援助・促進される就職促進給付、労働



者の主体的な能力開発を促進するための教育訓練給付、労働者が高齢化や育児・介護休業の取得により賃金の全部または一部を喪失するという雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に雇用の安定を図るために支給される雇用継続給付などがある。

活の安定を図るために支給され、これにより安心して求職活動が行えるようになっていきます。これを求職者給付と言います。他に労働者が失業した場合にその者が再就職することを援助・促進される就職促進給付、労働



止することができ、労働者は失業の不安を解消することができます。

名北労働基準協会では、6月22日より4回にわたり、「労働実務専門講座・基礎法令コース」を開催いたします。雇用保険においてさまざまな法

ります。

こと介護休業に關して政府は、家族の介護を理由とする離職防止策「介護離職ゼロ」を掲げており、8月より介護休業中の給付金が賃金月額額の40%から67%に引き上げられることが決まりました。また来年1月からは、現行同一の対象家族について同一の要介護状態を介護するための休業（93日まで）を原則1回しか取れなかったのを3回まで分割して取得できるようになります。

このような緩和策で、会社は優秀な人材の流失を防止することができ、労働者は失業の不安を解消することができます。

ります。

こと介護休業に關して政府は、家族の介護を理由とする離職防止策「介護離職ゼロ」を掲げており、8月より介護休業中の給付金が賃金月額額の40%から67%に引き上げられることが決まりました。また来年1月からは、現行同一の対象家族について同一の要介護状態を介護するための休業（93日まで）を原則1回しか取れなかったのを3回まで分割して取得できるようになります。

### 労働実務専門講座 基礎法令コース

- 6月22日 労働基準法研修(労働基準法)
  - 7月6日 安全衛生研修(労働安全衛生法・安全衛生管理活動)
  - 7月20日 社会保険研修(健康・厚生年金・介護、各保険法)
  - 8月3日 労働保険研修(労災保険・雇用保険)
- 受講料 会員 4日 33,940円/1日 9,250円 時間 9:30~16:30  
非会員 4日 41,140円/1日 11,310円 場所 当協会大会議室  
※当協会 総合受付(052-961-1666)まで

イラスト・森沢康代

改正がされています。そうした制度を有効に活用できるよう、是非ご受講ください。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)までお問い合わせください。